

# 大樹町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	6,040	6,116,510	214,755	1,129,740	18.5	16.2

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	102	467,339	57,873	146,608	671,820	6,586	5,717

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

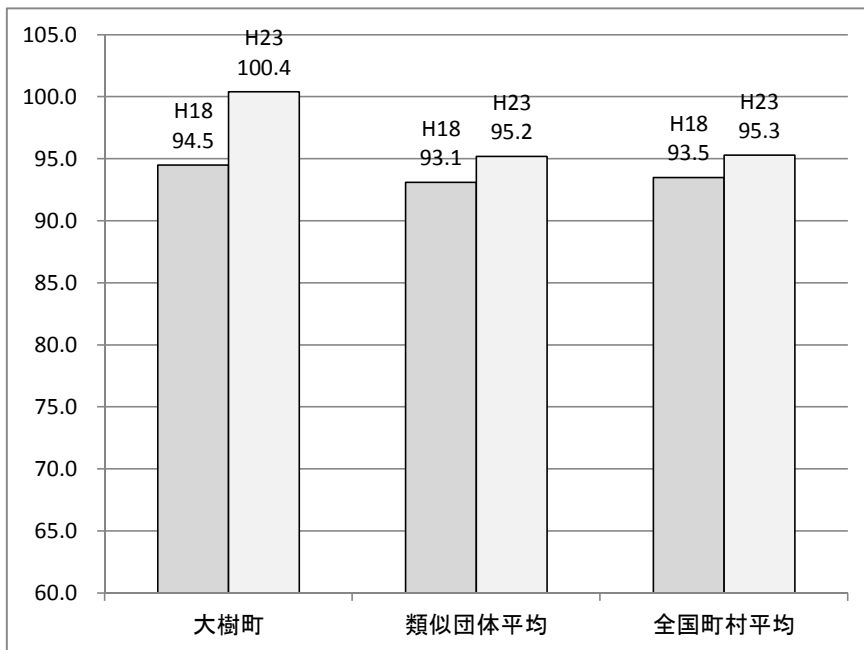
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である（定数外職員の一部を含まない）。

### (3) 特記事項

#### 大樹町の給与抑制措置(平成23年度)

削減項目	内容
給料	
期末・勤勉手当	
住居手当	持家に係る住居手当の支給月額を3,000円削減

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 **人事委員会を設置していないため記載しておりません。**  
 月例給

区分	人事委員会の勧告				改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 ( )	%	%	% 0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	402,100	422,600

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大樹町	43.4 歳	337,577 円	407,250 円	382,926 円
北海道	45.3 歳	327,401 円	395,579 円	373,413 円
国	42.3 歳	327,205 円	-	397,723 円
類似団体	43.4 歳	322,165 円	375,584 円	352,415 円

#### 技能労務職

区分	公 務 員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
大樹町	56.6 歳	5 人	400,132 円	460,676 円	428,956 円		-	-
うち自動車運転手	歳	人	円	円	円		-	-
うち用務員	55.7 歳	2 人	400,152 円	466,958 円	435,894 円		-	-
うちその他	57.2 歳	3 人	400,119 円	456,488 円	424,331 円		-	-
北海道	48.8 歳	443 人	317,658 円	348,522 円	349,305 円			
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	-	321,662 円			
類似団体	50.1 歳	5 人	302,584 円	328,341 円	319,177 円			

民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## (2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日)

区分		大樹町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	159,285 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	129,592 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	129,592 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,700 円	317,100 円	369,800 円
	高校卒	229,300 円	282,700 円	317,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

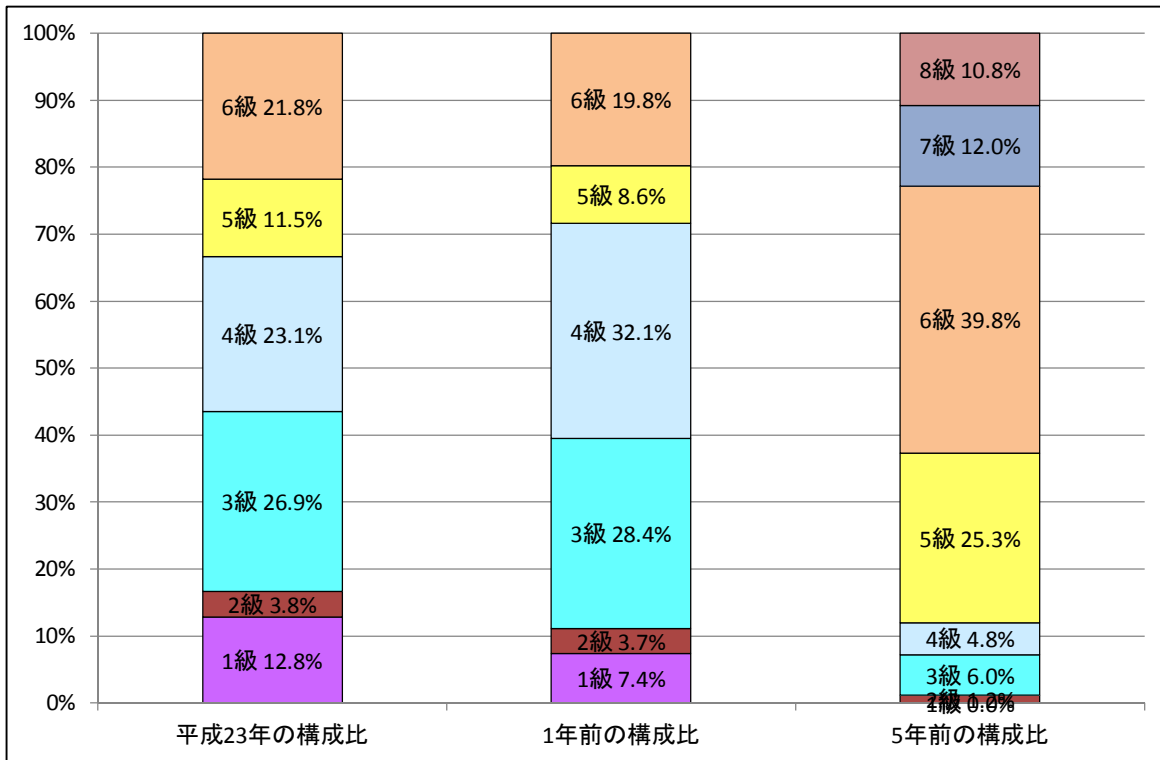
- 一般行政職の大学卒の経験年数10年の欄は、該当者がいないため9年の職員を記載した。  
 一般行政職の大学卒の経験年数20年の欄は、該当者がいないため21年の職員を記載した。  
 一般行政職の高校卒の経験年数10年の欄は、該当者がいないため11年の職員を記載した。

## 4 一般行政職の級別職員数等の状況

## (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比
1級	1 定型的な業務を行う職員の職務 2 知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	10人	12.8%
2級	主任及びこれに相当する職員の職務	3人	3.8%
3級	1 主査の職務 2 係長及び病院看護師長の職務	21人	26.9%
4級	1 高度の知識を必要とする業務を行う主査の職務 2 相当の経験を必要とする業務を行う係長及び病院看護師長の職務	18人	23.1%
5級	主幹の職務	9人	11.5%
6級	課長、特別養護老人ホーム所長、デイサービスセンター所長、牧場長、下水終末処理場長、病院看護総師長、病院薬局長、病院放射線技師長、病院臨床検査技師長、病院理学療法士長、病院事務長、議会事務局長、農業委員会事務局長、図書館長及び給食センター所長の職務	17人	21.8%

- (注) 1 大樹町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級を統合)

(2)昇給への勤務成績の反映状況

実施していない。

5 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大樹町	北海道	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,438 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,582 千円	-
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 [1.50] 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 [1.45] 月分 [0.65] 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 [1.45] 月分 [0.65] 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) [ ] 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

大樹町(全職員)			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
平成21年・	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	5,649千円	24,552千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	%	人	%
	%	人	%

## (4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)				千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(22年度)				円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				%
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	

## (5) 時間外勤務手当

## 支給実績

職員 1 人当たり平均支給年額(22年度決算)	216 千円
支給実績(22年度決算)	22,009 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(21年度決算)	193 千円
支給実績(21年度決算)	20,091 千円

## (6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人5,000円加算	同じ		12,453 千円	231 千円
住居手当	借家等 21,000円を限度に支給 持家 12,000円	異なる	国) 借家等 27,000円を限度に	10,895 千円	151 千円
通勤手当	・交通機関利用者 55,000円を限度に支給 ・自動車その他交通用具利用者及び徒歩 通勤距離に応じ、段階別に定額を支給 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 以後5km刻みで6,500円、8,900円、 11,300円、13,700円、16,100円、 18,500円、20,900円、21,800円、 22,700円、23,600円、60km以上24,500円	異なる	国)徒歩は対象外	1,706 千円	71 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 病院長15%、病院副院長・病院医長・病院医員及び課長等12%、主幹10% (H21は特例条例により課長8%主幹6%)	異なる	国)調整基本額×調整率	13,388 千円	558 千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 月額26,380円 扶養親族のない職員 月額14,580円 ・その他の職員 月額10,340円	同じ		10,889 千円	94 千円
宿日直手当	勤務1回につき 、以外の職員4,200円 医師30,000円 看護師6,300円	異なる	国)勤務1回につき 、以外の職員4,200円 医師20,000円 特殊業務を行う職員7,200円	882 千円	441 千円
特地勤務手当	交通その他生活に著しく不便な地に所在する事務所又は事業所等に在勤する職員に支給 光地園育成牧場に勤務する職員 給料及び扶養手当の合計(月額)×3%	異なる	国)異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の1/2に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の1/2に相当する額を合算した額に、級地区分毎の支給割合を乗じて得た額 (支給割合)1級地4%～6級地25% 準ずる手当 異動等の日に受けていた(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合 (支給割合)2%～6%	299 千円	150 千円



6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額	
給料	町 長	684,000 円 〔 800,000 円 〕	(参考) 類似団体における最高/最低額 809,400 円 / 364,500 円
	副 町 長	577,000 円 〔 660,000 円 〕	671,700 円 / 365,000 円
報酬	議 長	295,000 円	364,000 円 / 220,000 円
	副 議 長	225,000 円	285,000 円 / 168,100 円
	議 員	184,000 円	263,000 円 / 135,800 円
期末手当	町 副 町 長	(22年度支給割合) 4.15 月分	
	議 副 議 長	(22年度支給割合) 3.0 月分 〔4.15 月分〕	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額684,000円 × 20.504 〔給料月額800,000円 × 20.504〕	(1期の手当額) (支給時期) 1,402 万円 任期满了時(4年) 〔1,640 万円〕
	副 町 長	給料月額577,000円 × 12.936 給料月額660,000円 × 12.936	746 万円 任期满了時(4年) 〔854 万円〕
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の〔 〕内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

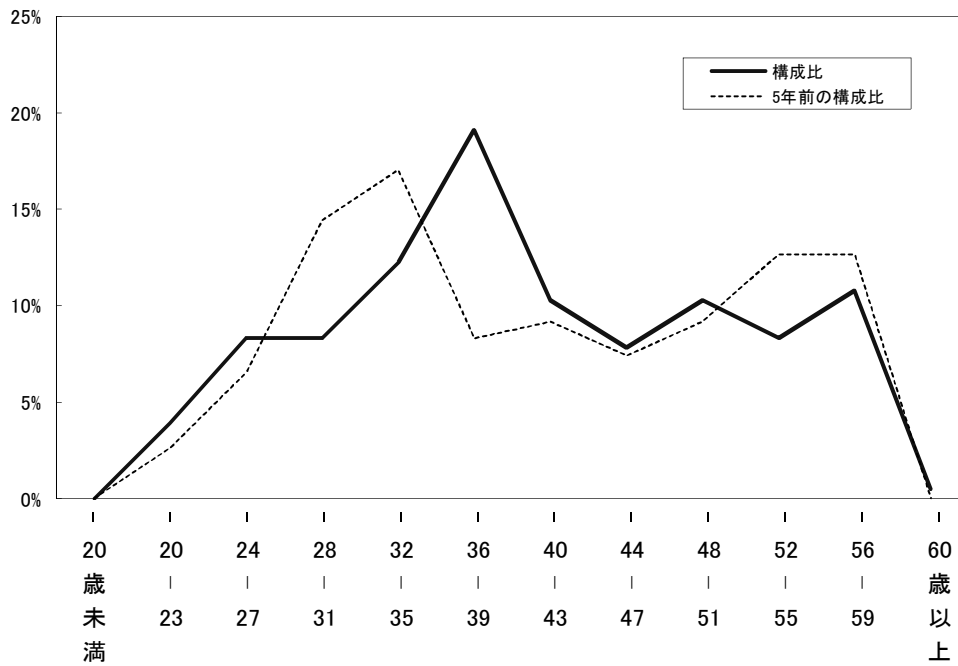
		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
普通会計部門	議会	3	3		
	総務	22	23	1	滞納整理機構への派遣(1)
	税務	6	6		
	民生	21	20	1	療育指導員の欠員不補充(1) その他部門へ事務職員移管(1) 福祉職員の補充(1)
	衛生	8	9	1	介護サービス部門からの保健師移管(1)
	労働	1	1		
	農林水産	16	15	1	地場産品研究開発施設の業務縮小(1)
	商工	3	3		
	土木	6	6		
	計	86	86		
	教育部門	17	15	2	パート職員採用による図書館スタッフ減(1) パート職員採用による学校事務員減(1)
	消防部門	0	0		
小計	103	101	2		
公営企業等 会計部門	病院	55	55		
	水道	4	4		
	下水道	2	2		
	その他	42	42		衛生部門へ保健師移管(1) 民生部門から事務職員移管(1)
	小計	103	103		
合計	206 〔202〕	204 〔202〕	2		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

3 22年の合計の人数のうち36人及び23年の合計の人数のうち38人は定数外職員である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	17人	17人	25人	39人	21人	16人	21人	17人	22人	1人	204人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
226 人	217 人	9 人	4 %

(参考)第3次大樹町行財政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成21年4月1日	平成26年3月31日	13人の減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
全 部 門	職 員 数	226	228	221	216	212	205	-	9
	増 減		2	7	5	4	7	21 (233.3%)	

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2(%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員数増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7の2 職員の研修の状況

平成22年4月1日～平成23年3月31日

研 修 内 容	参加者数
北海道との派遣交流	
B & G財団への派遣研修	
北海道市町村職員研修センター(管理能力、政策法務他)	6
初級職員研修(十勝管内合同)	3
新規採用基礎研修(十勝管内合同)	4
法制執務研修	
普通救命講習	
メンタルヘルス研修	16

7の3 職員に対する福利厚生事業(22年度決算)

公費支出の対象	共同互助会のみ
共同互助会の名称	北海道市町村職員福祉協会
公費補助等総額(率)	641千円(50%)
一人あたり公費負担額	2,728円

北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。

<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める職員	(参考)21年度の総費用
	A	質収支	B	給与費比率 B/A	に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	430,331	-37,692	20,558	4.8	4.6

1672	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考)市町村水道事業
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	平均一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	3	13,156	1,503	5,015	19674.00	6558.00	6,443

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

大樹町の給与抑制措置(平成23年度)

削減項目	内容
給料	
期末・勤勉手当	
住居手当	持家に係る住居手当の支給月額を3,000円削減

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大樹町	45.7 歳	365,444 円	546,500 円
市町村平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大樹町 1人当たり平均支給額（22年度） 1,672 千円	大樹町（全職員） 1人当たり平均支給額（22年度） 1,438 千円
（平成22年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 〔1.5〕月分 勤勉手当 1.4 月分 〔0.7〕月分	（平成22年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 〔1.5〕月分 勤勉手当 1.40 月分 〔0.7〕月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

（注）〔 〕内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

大樹町			大樹町（全職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	5,649千円	24,552千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当

支給実績（22年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度）		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(平成20年度廃止)			

オ 時間外勤務手当

支給実績

職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	99千円
支給実績（22年度決算）	197千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	134千円
支給実績（21年度決算）	403千円

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 15歳に達する日以後の最初の4月1日 から満22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 1人5,000円加算	同じ		372千円	372千円
住居手当	借家等 21,000円を限度に支給 持家 12,000円	異なる	国) 借家等 27,000円を限度に	288千円	144千円
通勤手当	・交通機関利用者 55,000円を限度に支給 ・自動車その他交通用具利用者及び徒歩 通勤距離に応じ、段階別に定額を支給 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 以後5km刻みで6,500円、8,900円、 11,300円、13,700円、16,100円、 18,500円、20,900円、21,800円、 22,700円、23,600円、60km以上24,500 円	異なる	国)徒歩は対象外	24千円	24千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長：12%、主幹：10%	異なる	国) 調整基本額×調整率	587千円	587千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
寒冷地手当	毎年11月～翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 月額26,380円 扶養親族のない職員 月額14,580円 ・その他の職員 月額10,340円 11月～翌年3月までの5ヶ月	同じ		278千円	93千円

定員管理の数値目標及び進捗状況      **普通会計で全職員を記載**

平成17年4月1日～平成22年4月1日

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人	人	人	%

(2)病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める職員 給与費比率 B/A %	(参考)21年度の総費用 に占める職員給与費比率 %
22年度	824,963	26,629	557,379	67.6	66.4

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)病院事業平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	千円
22年度	40	185,047	42,382	66,297	293,726	7,343	6,803

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

大樹町の給与抑制措置(平成23年度)

削減項目	内容
給料	
期末・勤勉手当	
住居手当	持家に係る住居手当の支給月額を3,000円削減



職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
大樹町	全体	41.6 歳	385,515 円	611,929 円
	うち医師	53.7 歳	1,362,333 円	2,546,028 円
	うち看護師	39.7 歳	290,311 円	432,622 円
	うち事務職員	43.7 歳	345,972 円	522,556 円
市町村平均	全体	40.1 歳	327,990 円	565,102 円
	うち医師	43.8 歳	570,112 円	1,376,318 円
	うち看護師	37.9 歳	287,568 円	453,757 円
	うち事務職員	43.8 歳	342,657 円	518,520 円

職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大樹町		大樹町（全職員）	
1人当たり平均支給額（22年度）		1人当たり平均支給額（22年度）	
1,657 千円		1,438 千円	
（平成22年度支給割合）		（平成22年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分	2.75 月分	1.40 月分
〔1.50〕 月分	〔0.70〕 月分	〔1.50〕 月分	〔0.70〕 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

（注）〔 〕内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

大樹町			大樹町（全職員）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	8,775千円	0千円	1人当たり平均支給額	5,649千円	24,552千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度）		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(平成20年度廃止)			

オ 時間外勤務手当

支給実績

職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	83千円
支給実績（22年度決算）	2,818千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	71千円
支給実績（21年度決算）	2,962千円

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 15歳に達する日以後の最初の4月1日 から満22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子 1人5,000円加算	同じ		3,261千円	181千円
住居手当	借家等 21,000円を限度に支給 持家 12,000円	異なる	国)借家等 27,000円を限度に	2,624千円	175千円
通勤手当	・交通機関利用者 55,000円を限度に支給 ・自動車その他交通用具利用者及び徒歩 通勤距離に応じ、段階別に定額を支給 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 以後5km刻みで6,500円、8,900円、 11,300円、13,700円、16,100円、 18,500円、20,900円、21,800円、 22,700円、23,600円、60km以上24,500 円	異なる	国)徒歩は対象外	997千円	77千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 病院長15%、病院副院長・病院医長・病 院医員及び課長等12%、主幹10% (H21は特例条例により課長8%主幹6%)	異なる	国)調整基本額×調整率	8,951千円	1,119千円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給対象職員1人当たり 平均支給年額
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 月額26,380円 扶養親族のない職員 月額14,580円 ・その他の職員 月額10,340円	同じ		3,452千円	86千円
宿日直手当	勤務1回につき 、以外の職員4,200円 医師30,000円 看護師6,300円	異なる	国)勤務1回につき 、以外の職員4,200円 医師20,000円 特殊業務を行う職員7,200円	10,940千円	456千円

定員管理の数値目標及び進捗状況 **普通会計で全職員を記載**

平成17年4月1日～平成22年4月1日

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人	人	人	%